

交通事故で受診される患者様へ

交通事故を原因とした傷病の治療費については、原則として健康保険が使用できず、**自費扱い**として、交通事故の為の保険（自賠責保険・任意保険）を使用し、お支払いをしていただきます。

- 当クリニックでは、原則として受診された患者様に対して（被害者、加害者にかかわらず）診療費の請求をいたします。
- 交通事故の場合、傷病の治療は自由診療扱いとなり、1点単価 20 円で計算しております。

相手の方が任意保険に加入されている場合…

加害者もしくは、相手の保険会社に当クリニックを受診する旨をお伝え下さい。その保険会社が、当該事故の治療費などについて取り扱いを認めた場合は、保険会社に対しクリニックが直接請求を行います。（「**任意一括払い**」）（※患者様と保険会社が同意書を交わす必要があります。）事故発生より早期に保険会社と連絡をとり、治療費等の相談をして下さい。

「任意一括払い」の流れ

患者様から相手方（加害者、もしくは相手の保険会社）に当クリニック受診する旨をお伝え下さい。



当クリニックでの治療後、相手の保険会社から当クリニックに連絡が入るまでは、患者様に請求となります。※自費にて窓口でお支払いいただきます。



相手方の保険会社から連絡があり次第、保険会社に直接請求します。

※支払済の治療費は、領収証をお持ちいただければ返金いたします。